			あっては十六分の一）を乗じた金額
備考　（略）			

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百十五号

航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示（平成九年運輸省告示第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　航行援助施設利用料に関する告示（昭和四十六年運輸省告示第二百三十八号。以下「航援料告示」という。）二(一)イ(a)に規定する航空機（二(一)イ(a)ただし書きに規定するものを除く。）又は二(一)イ(b)若しくは二(二)に規定する航空機であって、沖縄島に所在する空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）に着陸するもの又は直前に当該空港等を離陸したもの（いずれも国際航空に従事するものに限る。）のうち、他人の需要に応じ、有償で貨物の運送を行うものについての航行援助施設利用料の額は、平成二十二年七月一日から平成三十一年三月三十一日までの間、航援料告示二(一)又は二(二)の規定にかかわらず、次のとおりとする。 (一)・(二)　（略） 二　航援料告示二(三)イに規定する航空機であって、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものについての航行援助施設利用料の額は、平成九年七月一日から平成三十一年三月三十一日までの間、同規定にかかわらず、同規定により計算して得た金額に四分の一を乗じた金額とする。	一　航行援助施設利用料に関する告示（昭和四十六年運輸省告示第二百三十八号。以下「航援料告示」という。）二(一)イ(a)に規定する航空機（二(一)イ(a)ただし書きに規定するものを除く。）又は二(一)イ(b)若しくは二(二)に規定する航空機であって、沖縄島に所在する空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）に着陸するもの又は直前に当該空港等を離陸したもの（いずれも国際航空に従事するものに限る。）のうち、他人の需要に応じ、有償で貨物の運送を行うものについての航行援助施設利用料の額は、平成二十二年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間、航援料告示二(一)又は二(二)の規定にかかわらず、次のとおりとする。 (一)・(二)　（略） 二　航援料告示二(三)イに規定する航空機であって、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものについての航行援助施設利用料の額は、平成九年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間、同規定にかかわらず、同規定により計算して得た金額に四分の一を乗じた金額とする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十六条の四第四号の規定に基づき、非常用の照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを定める件（平成十二年建設省告示第千四百十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十六条の四第四号に規定する避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　令第百十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有する居室及びこれに類する建築物の部分（以下「居室等」という。）で、次のイ又はロのいずれかに該当するもの イ　避難階に存する居室等にあっては、当該居室等の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離が三十メートル以下であり、かつ、避難上支障がないもの	建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十六条の四第四号に規定する避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものは、令第百十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有する居室及びこれに類する建築物の部分（以下「居室等」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　避難階に存する居室等にあっては、当該居室等の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離が三十メートル以下であり、かつ、避難上支障がないもの